求職者等に対するセクシャルハラスメント防止について

城南衛生管理組合では、求職者等に対するセクシャルハラスメント防止に努めています。

〇求職者等に対するセクシャルハラスメントとは

求職者等に対するセクシャルハラスメントとは、本組合職員の性的な言動により求職者等が行う求職活動等が阻害されるものをいいます。

〇求職活動等に関するルール

上記のようなハラスメントを防ぐため、本組合においては、以下のルールを遵守します。

１．面接等を組合施設外で実施しない。
　また、一対一での面接等を密室で実施しない。
２．求職者等への連絡は、採用試験の実施要項で定める方法により行う。
３．私的な接触（連絡等も含む）を行わない。

〇相談窓口

求職者等に対するセクシャルハラスメントに関するご不安や、お気づきの点がありましたら、下記の相談窓口へお問い合わせください。

相談者のプライバシーは保護いたします。また、相談を申し出たことによる選考等における不利益な取扱いはいたしません。

城南衛生管理組合　総務課
電　話：0774－34－3370（総務課直通）
メール：soumuka@jyonaneikan.jp